

|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回<br>覧 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 怪しい通販サイトにご注意



◆近年スマートフォンの普及に伴って、インターネット通信販売での売買が増えたことにより、通販サイトを利用した購入に関してのトラブルが多くなっています。次のような点に当てはまる通販サイトは注意しましょう。



- サイト内の日本語表記が不自然
- 支払い方法が限定されている
- 事業者の名称、住所、電話番号が明記されていない
- キャンセル、返品、返金のルールに記載がない
- 事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、嘘の情報が記載されている
- 問い合わせ先の電話番号が通じない、メールアドレスがフリーメール



- ☒ ブランド品や入手困難な米などが安く買えるなど、通販サイトを見て注文し代金を支払ったのに商品が届かないなどの相談が寄せられています。少しでも怪しいと感じたら利用はやめましょう。
- ☒ 被害にあった場合は、すぐにクレジットカード会社や振込先銀行に相談しましょう。併せて最寄りの警察に被害を届け出ましょう。
- ☒ 不安なときはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談下さい。被害の相談は警察でもできます(警察相談専用電話「#9110」)。

## 消費生活に関する相談は「消費生活センター」へ

加古川市に  
お住まいの方

加古川市消費生活センター(加古川市役所内)  
平日 9時~12時 13時~16時 ☎079-427-9179

○●上記窓口が休みの日 消費者ホットライン 局番なし☎188番(イヤヤ!泣き寝入り!)●○



# 見守り 新鮮情報

**事例1** ネット広告で見たサプリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。

(70歳代)

**事例2** SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。

その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。

(70歳代)



## 定期購入「返品」だけでは 解約になりません

### ひとこと助言

返品や  
受け取り拒否だけでは  
解約にならないよ



見守るくん

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。